

奈良県告示第五百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十八年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

奈良市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業三・四・一二号油阪佐保山線

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成十年三月二十四日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

- | | | |
|-----|-------|------|
| (一) | 収用の部分 | 変更なし |
| (二) | 使用の部分 | なし |